

## 第8回「町の風景の未来を考える会」（箕輪町景観計画策定委員会）議事録

平成26年11月26日

18時30分～

於：大会議室

1. 開会（事務局）
2. 会長あいさつ
3. 協議事項

事務局）協議事項へ移る前に、事前に地域区分の資料をお送りしましたが、「何を聞かれているのかわからない」というご指摘をいただきましたので、資料の説明をします。

### ～地域区分（面）の資料について説明～

事務局）アンケートをお書きいただいている方がいらっしゃると思いますが、何かご意見があれば教えて頂きたいのですが、いかがですか。

委員）今説明してもらったのは、図面上の話だけで、赤そば畑や箕輪ダムなど、個別の資源についてはそこに記載はしないのか。

事務局）町全体を大きな区分で考えて、個別の資源についてはどのようにするか、今後ご相談します。

委員）「住居地域」という区域があるが、他の地域にも人は居住しており、「新興住宅地域」のような名称に変更してはどうか。

事務局）はい。確かにその通りですので、名称については検討します。

### ～地域区分（軸）の資料について説明～

事務局）続いて、軸についてですが、軸として設定すべきものに○印をつけてくださいとお願いをしました。これについては特段何かあればですが、そうでなければアンケートでいただいたものは取りまとめて、とりあえず進めていきたいと考えていますが、どうでしょうか。では、前段が長くなりましたが、協議事項にはいらさせていただきます。

## (1) 景観形成方針について

～面の景観形成方針（案）について説明～

事務局) まずは、面のことについてご意見を伺いたいと思います。委員長お願いします。

委員長) 今、面についての説明がありましたが、全体を通して質問等あればお願いします。

委 員) 伊那市のものと比べて、役割について明記してあるが、意図があれば教えてください。また、「事業者」とは誰を指すのか。

事務局) 伊那市の書き方に準じて良かったのですが、誰がするのかを明記したほうが、現実に近い計画になると思われたためです。「事業者」とは地域の会社や企業さんを想定しています。

委員長) よろしいでしょうか。

委 員) はい。

委員長) 他にはどうですか。

委 員) 「山地・森林」について、鳥獣が増えすぎると害があり、景観も悪化する。外来植物についても駆除を行わないといけない。そのような項目についてはどこかへ記載するのか。

事務局) どこまで含むのかは難しいのですが、鳥獣被害については念頭にはありました。外来植物については想定していませんでした。このことについて、記載したほうが良いということでしょうか。

委 員) 町の取り組みなどの項目へ入れるのかどうか。

事務局) 皆様のご意見をお聞きできればと思いますが。

委員長) 今のことに関して、委員の皆さんはどうでしょうか。

委 員) 方針の文章自体は包括的に書かれていて良いと思う。個別の事項は全て盛り込めないと思うので。

委員長) 方針の文章は、包括的に書かれている、という考えでどうでしょうか。

委 員) 「整備」という表現で外来種の駆除なども盛り込まれているということになるのだと思われる。

事務局) とってもいい指摘だと思います。コラムなどの形式で取り上げることも可能だと思いますので、検討してみます。

事務局) 森林だけではなく、住居地域にも同じような問題があると思うので、そのようにしたいと思います。

委 員) 被害が出る前に整備を進めてほしい。

事務局) はい。ありがとうございます。

委員長) 他にはどうでしょうか。良いようですね。では、次をお願いします。

～軸の景観形成方針（案）について説明～

委員長) では、軸の説明について質問等ありましたらお願いします。

委員) 段丘林とあわせて、平地林という軸を入れたほうが良いのでは。

事務局) はい。

委員長) 他にどうでしょうか。

委員) 先ほど地域区分では、説明があり方針に入っていたが、軸も同様に説明の後に、質問したいことがある。軸の説明は終わっているということか。

事務局) 軸の（案）についての説明ということでよいでしょうか。資料はあくまでも検討のもののため、皆さんのアンケートの結果を受けて、またお示ししたいと考えていましたので、資料についてはそのようにご理解いただければと思います。そういったことでよろしいでしょうか。

委員長) では、どうですか。

委員) 方針には河川が入っているが、軸の地域区分（案）にも河川は入っているということか。

事務局) はい、入っています。

委員) それなら、よい。軸には、河川も重要なので河川についても検討をお願いしたいということ。

事務局) はい。わかりました。

委員長) 他には何かありますか。

委員) 役割についての記載は、当事者という限定的なものか、例えば、事業者の役割について「事業を行なう際には」という表現は、行為を行なうには、配慮してくれという意味か。

事務局) はい、そうです。

委員) そうなると、個人も行為を行なうことがあるため、もっと全体的に表現をかぶせたほうが良いのではないか。

事務局) はい、では言い回しについて検討します。

委員長) 他にはどうですか。

委員) 町の役割をそれぞれの区分で書いてあるが、景観形成を推進していくということになると、啓蒙や広報活動を町でやってもらいたい。組織作りだけではなくて、そういうことも大事だと思うが。

委員長) 関係者だけではなく、全員が知っていたほうが良いということですね。

事務局) はい。わかりました。

委員長) では、他には。

委員) 町民の役割について。私の常会では、アダプトで落ち葉の掃除をしているが、高齢化により、このままだと人がいなくなってしまう。何か、町民の役割として工夫した方策をお願いしたい。

委員長) なるほど。

委員) 例えば竜東線が崩落した場合の対応など。災害時などはどうしても優先順位をつけられそうで心配している。すべてが景観とは異質なものによって進んでいってしまいそうな気がしている。あまり、柔らかな決め方だと心配される。

委員長) はい、ありがとうございます。確かに、地域によっては、そういう心配もありますね。他には何かありますか。

委員) 田園地域について、田園にはそれぞれ集落があり、どのような住宅地にしていくかということも書いて頂いたほうがよいのかなど。住居地域における住宅と田園地域における住宅のあり方を考えて頂きたい。

委員長) なるほど。今の点についてどうですか。

事務局) おっしゃるとおり、同じ人が暮らす場所であっても市街地と田園集落では様相が違うという認識もありますし、そこを明確に文章で分けていないということで、ここは検討させていただきます。

委員長) 他に何かありますか。では、ないようなので次へ進めたいと思います。

## (2) 届出対象行為について

事務局) では、資料をお配りします。お手元の資料ですと 47 ページをご覧くださいながら、お願いします。今まで景観の範囲を決めて、それに対する方針をご説明しました。では、次は行為に対して事前にお知らせいただくことを決めるということで案としてお示しいたします。お配りした、資料の一番右側が箕輪町の届け出て頂く行為の内容です。実はこれは、南箕輪村で検討しているものと同じ内容になっていますが、大きく見た景観の様相が南箕輪村と箕輪町でそれほど違わないため、これを基準に検討させていただきます。それでは、説明いたします。

～届出対象行為（案）についての説明～

委員長) では、届出対象行為の案が示されましたが、いろいろなお考えがあると思います。まず始めに目に付くのは、太陽光発電ですね。これについては皆さん

どうですか。参考までに、町では、10kW 以上のものはどのくらいありますか。

事務局) 現在、ガイドラインに沿って届出をして頂いているのが 20 件ほどです。ただ、届出が始まる前のものもありますので、10kW 以上のものがどのくらいあるかは正確に把握できていません。傾向で言いますと、昨年度と今年度は多いと思われます。ただ、買取制限や政府の方針など社会情勢を勘案しますと、それほど多くはなっていないかなと考えています。

委員長) はい。ありがとうございます。

事務局) ここで、〇〇さん、駒ヶ根の事例をご存知なので、お話いただけますか。

委員) 私の住んでいる駒ヶ根市の大徳原地域は、景観形成協議会が市で全体をやる前にあった。この地域はもともと開拓地に牧畜や農業を大面積でやられている方がいたが、広大な農地に目をつけられて太陽光発電の話が出てきた。そこで、事前に届出をしてもらい協議をしていかないと、国・県・市のどこも対応してくれないという問題が発生した。そのため、太陽光発電の開発行為を行なう際には、事前に届出をしてください、ということにした。また、行為の当事者の確認と責任の所在を明らかにしていくことにした。途中で権利を移動することは基本的に認めず、移動のあった場合はもう一度届出をしてもらうようにした。なおかつ、処理の段階での責任者を明確にしてもらうようにした。

委員長) なるほど。太陽光発電はどんどん作られているが、20 年くらい経った時にそれが大変問題ですね。

委員) 看板についても、責任の所在を明らかにできるよう、駒ヶ根市に検討をお願いしている。色や高さなど細かいところの基準をつくっている最中である。

委員長) 町の農業委員会においても太陽光発電の話がたくさん来ていると思いますが、現状を教えてください。

委員) 農業委員会では、農地の上に太陽光発電施設を作ることが問題になってきている。経済産業省では、これをどんどん進めて行きましょうと言うし、農林水産省では、畑や田んぼをつぶしては困りますと言う。国でこんなことをやっている現状なので、地方の市町村の農業委員会できちんと規制をして、ということは不可能。南箕輪村でも大芝高原のすぐ東の農業振興地域に計画があったが、2 回村の農業委員会で反対している。箕輪町においても、このような太陽光発電について、届出をしてもらうのか、許可をするのか、規制するならどのような指導をしていくのか、届出にするならば、きちんと検討して基準をどのようにするのか決める必要がある。

委員) 今、話が出たが、駒ヶ根市も法的な文言や責任の所在について検討しながら文章化を急いでいるという状況である。

委員長) 最近太陽光発電施設が増えて、景観形成上問題があると感じているが、他の皆さんはどうでしょうか。

委員) 山や段丘、斜面などの農地以外にも今後は作られる可能性があり、景観との関係でどのように考えていくか、非常に重要である。

委員) 一番気をつけなくてはいけないのは、防災面である。作った後の維持管理がきちんとできないといけない。今、市街地で問題になってきているのは、草刈りをどうするのか、ということ。

委員長) これは本当に大変な問題だと思いますが、他にはどうでしょうか。

委員) 規制や項目が都市計画または建築基準法とかぶることもあるが、これだけ徹底的にやるということであれば、しっかりやらなくてはいけないと感じている。

委員) この届出でやるとして、次の制限をどのように設けていくか。太陽光発電については、必要なものであるが、作っていい場所といけない場所を考えていくのか、ということもあると思う。これから、制限の中で考えていくことだと感じた。

委員長) 太陽光発電について、行政として条例を作るというようなことは考えていますか。

事務局) 今お話をいただいているものについては、景観条例ということで裏づけをします。ただ、太陽光発電については分けてお話しします。現在、町的生活環境課で届出をいただいています。これは先ほどもありました安全面やそのほかの多岐にわたる内容を含むものですので、景観の側面だけではまかないきれないところがあって、別の枠組みで考えるのか、それとも景観を切り口にして実質的な効果が上がるようにするのか、そのあたりはこの委員会だけでは決めきれないところがあります。そのため、景観計画を作るのと並行して進めていく、というように考えています。

委員) 今の協議事項は届出なので、届出をしてもらうだけで、つっぱねるというようなことはできないということか。

事務局) その通りです。

委員) 規制まで考えているのか。

事務局) 経済活動を制限することになりますので、規制となるとかなり厳しい話になります。やるとしても大きな議論が必要と考えています。明確な方向性があるわけではないのですが、景観だけの切り口では難しいかなと感じています。ただ、問題提起はできると思います。

委員) 規制がかからずに、届出だけということになると、手間が増えるだけということにならないか。

事務局) 対象が 100 m<sup>2</sup>以上ということなので、事業用ということになるとは思います。

生業として収入を得ようということであれば、きちんと届出をしてください、ということになるかと思えます。そこは切り分けて考えてよいと思っ  
ていまして、小さいものから大きいものまですべてということではなく、  
ようにしたいと考えています。

委員長) 他の方どうでしょうか。

委 員) 届出だけという話ではなくて、届出により、行政や関係者が行為に対してき  
ちんと把握をして、話し合いにより、円満に私たちの目指す方向に進んでい  
くということ、そのステップが大事なのではないかと考える。

委 員) 駒ヶ根市を例にとると、地域の自治会単位できちんと把握して、集約し、意  
見交換し、まずは地区の皆さんの意見をまとめてくださいとお願いして、そ  
こで問題点があれば、このエリアではご遠慮くださいと事業者と話している。

委員長) 今お住まいの大徳原は何戸あるのですか。

委 員) 180戸です。

委員長) そうすると自治会でそういう協議をして進めるというのは、非常にいい話で  
すね。

委 員) 景観形成協議会をつくるきっかけは、地域にある宗教施設ができるというこ  
とだった。対応に非常に苦慮し、そのため有志で資金を集め、そのお金でき  
ちんと工事費を補填してくれるということなら工事は中止します、というこ  
とで退去いただいた経緯がある。あとは、産業廃棄物の堆積が問題となり、  
その件についても協定を結んだ。景観形成協議会をつくると、その届出のと  
ころで考える時間ができる。農地転用のことから、自動販売機の設置など  
についても取り決めている。

委員長) 非常に細かく地域としてやっているということですね。いいことだと思いま  
す。ほかにどうですか。

委 員) 伊那市では、計画が運用されるようになってから、届出が何件でどの程度の  
効果があるというようなデータはあるか。また、床面積 30 m<sup>2</sup>超ということは  
住宅全てが届け出になるということか。

事務局) そうですね。データについては、係長、届出についてご存知ですか。

事務局) 届出については、把握しておりません。次回委員会までに問い合わせをして  
おきます。

委員長) ほかにはどうですか。

委 員) 一つ良いですか。太陽光発電と対極にあるのは原子力発電であって、そう  
なると太陽光発電は一体何者なのかと思えます。これを拒否するという方向な  
のか。10年後に「あの時規制しなければ良かった」とならないか。パネルの  
色が黒ではなく、グリーンならよいのかとか。私自身設置してみて気付いた

ことは施設の下にハチやクモが巣をかけない。そういう意味で何か影響があるのかもしれないが、対極にある原発と比べたときに、それに規制をかけるということに疑問を感じる。ただ、届出をするということであれば良いが、「次世代の子ども達のために」とあったように、今の我々が決定権を持っているのかということに疑問を感じる。

委員) 先ほどあったように、国のほうでも何も対応していないし基準もないので、太陽光発電はだめですよ、とは言えない。別のところへ作ってくださいというお願いでしかない。

委員) 盾となるのは景観？

委員) 景観であったり、防災であったり。農地であったところが降雨により土砂が流出したという問題も実際あった。また、雨水排水施設をきちんと敷地内に作り、時間をかけて水路へ排水するように作った事例もある。

委員) 景観として見たときに、大規模にやると景観を阻害する確率が高いから、という意見だと思うが、上伊那は晴天率が高く、そういう意味では太陽光発電の適地であると言える。パネルをずっと見続けると違和感のない景観になる可能性すらあるかもしれない。また、高齢化により農地の耕作ができないと収入も上がってこないが、太陽光発電施設を設置すれば、収入にもなる。耕作できない農地は荒廃し、景観を悪化させる恐れもある。これは、生活と関わることと遠くからの景観という深い問題であると考え。耕作放棄はある家の問題ではなく、地域全体の問題。これは非常に難しい問題だと感じる。

委員長) 確かに大変難しい問題と考える。このことは、きちんと計画の中で文章を書いてもらうということで今日のところは良いですか。

委員) 太陽光発電が良いとか悪いとかと言うことで考えれば、エネルギーを求めることで考えると非常に良いことだと思う。景観も含めて防災面などクリアできるかどうかだけだと思う。農地は全国的に平均して4%が荒廃していると言われている。箕輪町はおかげさまで、1.6%の範囲に収まっている。ご協力により保っているが、確かに高齢化により荒廃してきている。太陽光発電以上に重点目標としてやっている。まさに、田園というものを大切にしないと風景は守れない。どうか皆さん、荒廃地をなくす努力をしてもらいたい。先ほど、太陽光の話をした委員さんは物事をよく観察している。ハチが巣をかけないというのは、勉強になった。

委員) 私も体験したことはないが、太陽光のパネルの裏側はかなり熱くなると聞いた。もしかすると、そのような理由からハチが巣をかけないのかもしれない。

委員) 太陽光発電は売電するためには蓄電装置がないといけないと聞いた。そのような理由から今後は頭打ちになるとの予測もある。

委員長) いろいろなお意見をいただきました。事務局ではよく把握して頂いて、という事でよいですか。

事務局) はい。

委員長) そのほかに届出に関して、全般を通してありましたらお願いします。

委員) 質問だが、電気供給施設等として、例えば風力発電施設は届出行為に該当するのか。

事務局) 風力発電ですね。ワイドさんわかりますか。

ワイド) 風力発電施設は、その他の工作物に該当します。

委員) 地上 3 階建てマンションの屋上に設置してある風力発電の高さは、地上からか、屋上からか。

ワイド) これは、設置面からの高さになります。したがって、規制するとなると文章で「地上からの高さが」と言った表現が必要になります。良いご指摘をいただいたので、気をつけていきたいと思います。

委員長) ありがとうございます。他には何かどうですかね。はい、どうぞ。

委員) 罰則規定があっても良いと思うが。基準を超えて行為をした場合は、どうなるのかと。

委員長) 罰則規定があったほうが良いということですか。

委員) そう。

事務局) 伊那市の景観計画をご覧いただきたいのですが、行為をした後ではお互いに困るので、行為をする前に届出をして頂いて、基本的には話し合いによって、罰則を回避していこうということです。お話によると、勧告・変更命令までいった事例はないとお聞きしています。ルールができて以降の話ですが、話し合いの中で済んでいくというのが、現実のようです。

委員長) 他にはよいですかね。それではないようですので、3 項目目に入りたいと思います。

### (3) 景観形成基準について

事務局) 申し遅れてすみませんが、今日皆さんにご検討いただいたものについては、全てこの場で決まるということではなくて、パブリックコメントなどをとりつつ、他の皆さんのご意見を聞きながら詰めるということになりますので、よろしくお願いたします。

#### ～景観形成基準（案）についての説明～

委員長) 説明がありました。今出された文章をここで読むのは大変ですので、後は皆さんご自宅で読んでいただき、次回に持ち寄っていただくということでどうでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

委員) 高さについては、どうか。今あるものを基準にして、どんどん建てられると、せっかく景観について取り組んでいきたいと思いますという中では、逆行していくような数字ではいけないという気がする。駒ヶ根市では、駅前のビルが高くて、駅を出てもアルプスは見えない。今後、改築をするときには高さを少し下げてもらうことが可能か検討している。「今あるものがこうだから、」という解釈ではなくて、高い建物が林立するということも想定しながら、そうならないように風景をつくっていくということが景観形成だと思っているので、そんなことも考慮していただきながら皆さんにご検討いただきたい。

委員長) 今、貴重なご意見をいただきましたので、参考にしながらご自宅で検討していただき、次回にまた持ち寄っていただくということで、今日のところはさせていただきます。ありがとうございます。それでは、予定をした時間となりましたので、本日の委員会を終了させていただきます。ご苦勞様でした。ありがとうございます。

■次回委員会は12月18日（木）18時30分からを予定

以上